

令和 8 年 1 月 28 日

第 1 回南知多町議会臨時会会議録

## 1 議事日程

1月28日

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 提出案件の概要説明
- 日程第4 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度南知多町一般会計補正予算（第5号））
- 日程第5 議案第2号 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第3号 南知多町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第4号 南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第5号 南知多町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第6号 令和7年度南知多町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第10 議案第7号 令和7年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第8号 令和7年度南知多町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第9号 令和7年度南知多町漁業集落排水事業会計補正予算（第2号）

## 2 会議に付した事件 議事日程に同じ

## 3 議員の出欠席状況

出席議員（10名）

1番	木藤創大	2番	橋本由岐穂
3番	山本優作	4番	鈴木浩二
5番	内田保	6番	石垣菊蔵
7番	服部光男	8番	藤井満久
9番	吉原一治	10番	榎戸陵友

欠席議員（なし）

#### 4 説明のため出席した者の職・氏名

町 長	石 黒 和 彦	副 町 長	高 田 順 平
総 務 部 長	山 本 剛 資	総 務 課 長	鈴 木 和 芳
企 画 財 政 課 長	坂 本 圭 志	建 設 経 済 部 長	田 中 直 之
水 道 課 長	相 川 久 紀	厚 生 部 長	坂 口 増 和
住 民 課 長	山 本 有 里	ふ く し 課 長	宮 地 利 式
健 康 こ ど も 課 長	伊 藤 尊 人	教 育 課 長	高 橋 篤
教 育 部 長	鈴 木 淳 二		

#### 5 職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	坂 本 有 二	書 記	松 本 満 砂
書 記	谷 川 和 亮		

[ 開会 9時30分 ]

**○議長（鈴木浩二君）**

皆さん、おはようございます。

本日は、大変御多用の中を1月臨時町議会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

町民の皆様におかれましては、健やかに新年を迎えられたことを心よりお喜び申し上げます。

さて、新年早々衆議院が解散し、衆議院議員総選挙が2月8日に執行されることとなりました。つきましては、関係職員の皆様には、公正かつ円滑な選挙執行に向け、御多忙のところ誠に恐縮ではございますが、何とぞ御理解と御尽力をお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより令和8年第1回南知多町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案説明等のため、地方自治法第121条の規定により、町長はじめ関係職員の出席を求めましたので御報告いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に従い、議案の審議を逐次行ってまいりますので、よろしく願いいたします。

また、法令を遵守し、良識と節度を持って議会運営に心がけてください。

ここで発言する方に申し上げます。

聞き取りにくい場合がありますので、発言に際し、マスクは外し発言をしてください。

---

**日程第1 会議録署名議員の指名**

**○議長（鈴木浩二君）**

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において8番、藤井満久議員、9番、吉原一治議員を指名いたします。

---

**日程第2 会期の決定**

**○議長（鈴木浩二君）**

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定しました。

---

### 日程第3 提出案件の概要説明

#### ○議長（鈴木浩二君）

日程第3、提出案件の概要説明を求めます。

町長。

#### ○町長（石黒和彦君）

おはようございます。

本日、ここに臨時町議会を招集いたしましたところ、町議会議員の皆様には公私とも大変御多用の中、御出席を賜り、深く感謝申し上げます。

本日の臨時会で御審議いただきます案件は、専決処分の承認を求めることについてをはじめ、9議案でございます。

それでは、提出案件の概要を御説明申し上げます。

議案第1号の専決処分の承認を求めることにつきましては、令和7年度南知多町一般会計補正予算（第5号）であります。

その内容は、本年1月23日の衆議院の解散に伴いまして、2月8日に執行いたします衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に要する経費につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき令和8年1月19日に専決処分をしたもので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるとでございます。

議案第2号の南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例、議案第3号の南知多町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第4号の南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第5号の南知多町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の4議案につきましては、人事院勧告に基づき、国家公務員の給与改定に併せ、議会議員及び特別職の職員の期末手当支給割合の改定並びに一般職の職員の給与改定を実施するため、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第6号は、令和7年度南知多町一般会計補正予算（第6号）であります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,169万1,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ104億2,185万9,000円とするものであります。

議案第7号は、令和7年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第3号）であります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ229万5,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億5,214万5,000円とするものであります。

議案第8号は、令和7年度南知多町水道事業会計補正予算（第2号）であります。

今回の補正は、収益的支出の予定額を406万5,000円減額し、6億8,176万7,000円に、資本的支出の予定額を250万8,000円減額し、1億8,349万3,000円とするものであります。

議案第9号は、令和7年度南知多町漁業集落排水事業会計補正予算（第2号）であります。

この補正は、収益的収入の予定額に1,000円を追加し、1億1,721万9,000円に、収益的支出の予定額に125万4,000円を追加し、1億1,804万3,000円とするものであります。

以上で、提出案件の概要説明を終わらせていただきます。

慎重御審議の上、円満かつ速やかに御承認、御可決賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（鈴木浩二君）**

これをもって提出案件の概要説明を終わります。

---

**日程第4 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度南知多町一般会計補正予算（第5号））**

**○議長（鈴木浩二君）**

日程第4、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度南知多町一般会計補正予算（第5号））の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

**○副町長（高田順平君）**

それでは、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の御説明を申し上げます。

データの3ページを御覧ください。

令和7年度南知多町一般会計補正予算（第5号）につきまして、地方自治法第179条

第1項の規定に基づき専決処分をしましたので、同条第3項の規定により御報告申し上げます、承認をお願いするものでございます。

1ページ飛びまして、5ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正、第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,643万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ104億16万8,000円としたものでございます。

本年2月8日に執行いたします衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に要する経費を追加したものでございます。

補正をお願いする内容でございます。

まず、歳出から御説明いたします。

少し飛びまして、データの9ページを御覧ください。

3の歳出でございます。

2款総務費、4項選挙費、6目衆議院議員選挙費1,643万5,000円の増額補正でございます。

これは、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行経費としまして、投票管理者等の報酬、ポスター掲示場設置・撤去委託料、職員の時間外勤務手当などに要する経費でございます。

以上で歳出の説明を終わり、次に歳入の御説明を申し上げます。

1ページへ戻りまして、8ページを御覧ください。

2の歳入でございます。

15款県支出金、3項委託金、1目総務費委託金は1,643万5,000円の増額補正でございます。

これは、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る県委託金でございます。

次に、少し飛びまして、11ページを御覧ください。

補正予算給与費明細書の御説明を申し上げます。

ページの右側上段の2. 一般職、(1)総括の表、最下段の比較の欄の報酬と職員手当を御覧ください。

報酬は66万9,000円、職員手当680万8,000円の増額でございます。

これは、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る会計年度任用職員の

報酬と職員の時間外勤務手当、管理職員特別勤務手当の増額でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

まず、通告書に従い、内田議員の質疑を行います。

内田議員。

○5番（内田 保君）

それでは、専決処分の承認を求める一般会計補正予算（第5号）について、2点質問いたします。

まず、これは県からの支出金がほとんどであります。衆議院選挙のこのポスターの掲示場の数は昨年参議院選挙と同じ数のままの準備予算で計上しているのか。これが1点目。

2点目、選挙管理委員会で投票場所の位置と数の見直しをなされている予算なのか、それとも参議院選挙と同じ数の予算計画で計上しているのか。

2点についてお答えください。

○議長（鈴木浩二君）

総務課長。

○総務課長（鈴木和芳君）

御質問の1つ目につきまして答弁します。

ポスター掲示場の数につきましては、昨年7月に実施された参議院選挙から75か所で変更はありません。

また、掲示場所につきましては、日間賀島の1か所を同一敷地内で町民が確認しやすい位置に変更をしました。そのため、予算につきましては従来の準備を考慮した金額を計上しております。

次に、2つ目の質問につきまして答弁します。

投票場所の位置と数につきましては、昨年7月に実施された参議院選挙から変更はございませんので、同様の準備を考慮した予算金額を計上しております。

以上で答弁を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ほかに質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

内田議員。

○5番(内田 保君)

確認します。

投票場所のことですが、豊浜は3か所の投票所、そして内海は1か所の投票所の数は、変わりませんか。

○議長(鈴木浩二君)

総務課長。

○総務課長(鈴木和芳君)

変更ありません。以上です。

○議長(鈴木浩二君)

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会の付託、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。これをもって終了します。

これより議案第1号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

御異議がありますので、電子採決により採決いたします。

これより議案第1号の件を採決いたします。採決システムを起動します。

本件に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

表決漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

表決漏れなしと認め、確定いたします。

賛成8、反対1、賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり承認されました。

---

日程第5 議案第2号 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

日程第6 議案第3号 南知多町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

日程第7 議案第4号 南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第8 議案第5号 南知多町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（鈴木浩二君）

日程第5、議案第2号 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、日程第6、議案第3号 南知多町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、日程第7、議案第4号 南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第8、議案第5号 南知多町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての4件は関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

それでは、議案第2号 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例、議案第3号 南知多町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、議案第4号 南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第5号 南知多町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の4議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

データ16ページの提案理由の説明を御覧ください。

1. 改正の理由であります。

人事院は、令和7年8月に民間給与との較差を埋めるため、俸給表の水準を平均3.3%引き上げるなどの給与勧告を行いました。これにより、本町においても国家公務員の給与改定に併せ、議会議員及び特別職の職員の期末手当支給割合の改定並びに一般

職の職員及び会計年度任用職員の給与改定を実施するため、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

２．改正の内容です。

(1)南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例は、第６条関係であります。

(2)南知多町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は、第４条関係であります。

(1)(2)の改正の内容としては、期末手当の支給割合について、令和７年12月期を0.05月分引き上げるものであります。

次のページになります。

(3)南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、別表第１及び別表第２関係であります。

改正の内容は、アとして、給料表の改正で、初任給をはじめ、若年層に重点を置いて給料月額を平均3.3%引き上げるため、別表第１及び別表第２の給料表をそれぞれ改正するものであります。

イとしまして、期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正で、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合について、令和７年12月期はそれぞれ0.025月分引き上げるものであります。

定年前再任用短時間勤務職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合について、令和７年12月期はそれぞれ0.025月分引き上げるものであります。

ウとしまして、通勤手当は現行の距離区分について200円から7,100円までの幅で引き上げ、宿日直手当は現行の5,000円から5,300円へ引き上げるものであります。

(4)南知多町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例は、常勤職員の改正に伴い、会計年度任用職員に係る報酬表、期末手当及び勤勉手当についても同様に改正するものであります。

アとしまして、報酬表の改正は、別表第１関係であります。

イとしまして、期末手当の改正は、第13条関係であります。

ウとしまして、勤勉手当の改正は、第13条の２関係であります。

次のページになります。

３．施行期日等であります。

(1)議案第2号及び議案第3号については公布の日から施行し、この条例による改正後の条例の規定は令和7年12月1日から適用するものであります。

(2)議案第4号及び議案第5号については公布の日から施行し、この条例による改正後の条例の規定は令和7年4月1日から適用するものであります。

各議案の提案理由の次のページに新旧対照表が添付してありますので、御覧いただきたいと思ひます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

まず、通告書に従ひ、内田議員の質疑を行います。

内田議員。

○5番（内田 保君）

これは1件ずつですか。まとめてですか。まずは町会議員の関係の議案のほうでよろしいですか。

○議長（鈴木浩二君）

まとめてお願ひいたします。

○5番（内田 保君）

まず、町会議員の議員報酬費用弁償、期末手当条例の一部改正の案が2号議案で出ておると思ひます。これについて3点質問いたします。

まずは議員全員で引き上げるための費用は幾らなのか。

2点目ですが、地方公務員法上、特別職と議員は特別職でもあり、人事院勧告の対象ではありません。引上げの根拠はどこに書いてありますか。

3点目、報酬審議会をこの南知多町はやったんでしょうか。これが議案第2号についての質問です。

議案第3号も同じような内容ですが、町長、副町長、教育長で引上げ費用はどれだけあるのか。

そして、議案第2号の2点目の質問と同じでありますけど、地方公務員法上は、特別職は人事院勧告の対象ではありません。引上げの根拠はどこにありますでしょうか。

引き上げるのならば報酬審議会を実施し、0.何か月分必要であると、こうすべきだと

いうふうに思っているんですが、報酬審議会は実施したのでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

総務課長。

○総務課長（鈴木和芳君）

それでは、先に議案第2号につきまして答弁します。

御質問の1つ目につきましては、今回の引上げに伴う影響額は18万8,788円です。

続きまして、2つ目の質問につきまして答弁します。

議員御指摘のとおり、特別職や議員は人事院勧告の直接的な対象とはなっておりません。地方公務員法第24条に定められている均衡の原則は、基本的には一般職を対象としております。

しかし、多くの自治体ではこの均衡の原則を特別職にも適用すべきと解釈しており、本町もその考え方に従っております。そのため、人事院勧告に基づく国の指定職職員に対する特別給が改定され、これに準じて国の特別職の職員の給与に関する法律が改定されましたが、それに伴い、本町においても議員及び特別職に関する改正条例案を提出させていただいているものでございます。

次に、3つ目の質問につきまして答弁します。

南知多町特別職報酬等審議会条例では議会の議員の議員報酬の額を審議する者と定められているため、今回の期末手当の支給月数に関する案件については開催をしておりません。

続きまして、議案第3号についてです。

御質問1つ目、今回の引上げに伴う影響額は14万3,912円です。

続きまして、2つ目の質問についてです。

先ほど議案第2号におきまして答弁したとおり、人事院勧告の対象ではございませんが、人事院勧告に基づく国の指定職職員に対する特別給が改定され、これに準じて国の特別職の職員の給与に関する法律が改定されましたが、それに伴い、本町においても改正条例案を提出させていただいているものでございます。

最後に、3つ目の質問です。

先ほど、議案第2号におきまして答弁したとおり、条例では町長、副町長及び教育長の給料の額を審議するものと定められているため、今回の期末手当の支給月数に関する案件について報酬審議会を開催をしておりません。以上です。

○議長（鈴木浩二君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第2号、議案第3号、議案第4号及び議案第5号の4件については、委員会の付託、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。これをもって終了いたします。

これより議案第2号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

御異議がありますので、電子採決により採決いたします。

これより議案第2号の件を採決いたします。採決は電子採決により行います。採決システムを起動します。

本件に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

表決漏れなしと認め、確定いたします。

賛成8人、反対1人、賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

御異議がありますので、電子採決により採決いたします。

これより議案第3号の件を採決いたします。採決システムを起動します。

本件に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお願いします。

表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

表決漏れなしと認め、確定いたします。

賛成 8 人、反対 1 人、賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 4 号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 5 号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第 9 議案第 6 号 令和 7 年度南知多町一般会計補正予算 (第 6 号)

### ○議長 (鈴木浩二君)

日程第 9、議案第 6 号 令和 7 年度南知多町一般会計補正予算 (第 6 号) の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

### ○副町長 (高田順平君)

それでは、議案第 6 号 令和 7 年度南知多町一般会計補正予算 (第 6 号) につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

データのほう、78ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正、第 1 条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,169 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 104 億 2,185 万 9,000 円とするものでございます。

補正をお願いする内容は、大きく分けて、人事異動及び給与改定などに伴う人件費と、当面の行財政上必要となりました人件費以外の経費の 2 つでございます。

人件費につきましては、補正予算給与費明細書で御説明させていただき、科目ごとの説明は省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

少し飛びまして、データの 100 ページを御覧ください。

補正予算給与費明細書になります。

まず、歳出の人件費から御説明いたします。

左のページの1の特別職の表の一番下段にあります比較の欄の計を御覧ください。

給与費のうち、期末手当につきまして、今年度の人事院勧告で示された給与改定による支給月数の引上げ分14万4,000円とその他の手当5,000円、計14万9,000円の増額と、掛金・負担金率の変更による共済費の減額分5万3,000円の合計9万6,000円を増額するものでございます。

右のページを御覧ください。

一般職の給与費及び共済費の補正でございます。

(1)総括の表、比較の欄を御覧ください。

職員数につきましては、退職者の不補充により、補正前当初予算見込みより1名の減でございます。

次に、給与費のうち報酬は581万4,000円の増額でございます。

これは、給与改定による会計年度任用職員報酬を増額するものでございます。

給料は656万6,000円の減額でございます。

これは、給与改定による職員給与の増額と、職員の退職を含めました人事異動等による減額の差額を計上するものでございます。

職員手当等は1,508万5,000円の増額で、内訳は下記の表のとおりでございます。

共済費につきましては363万2,000円の増額となっております。

次のページの右の表、イ、会計年度任用職員の表の比較の欄を御覧ください。

給与費のうち、報酬は581万4,000円、職員手当等は181万3,000円で、合計762万7,000円の増額となっております。

次のページをお願いします。

左のページは、今回の補正の増減額の明細、右のページと次のページは補正後の給料及び職員手当の状況を表したものでございます。

説明のほうは省略させていただきます。

次に、人件費以外の歳出の補正について御説明させていただきます。

データのほう、戻りまして90ページを御覧ください。90ページをお願いします。

3款民生費、2項児童福祉費、2目児童運営費のうち、保育所一般管理費は276万1,000円の増額補正でございます。

これは、人事院勧告等に基づく施設型給付費委託料の算定基礎引上げに伴い、篠島保育園に対する委託料が不足するため増額するものでございます。

以上で歳出の説明を終わり、次に歳入の御説明を申し上げます。

データのほう、少し戻りまして82ページを御覧ください。

2. 歳入でございます。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金は94万2,000円の増額補正でございます。

これは、歳出で御説明いたしました保育所一般管理費の補正に伴い、国の負担金を増額するものでございます。

次に、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金は53万7,000円の増額補正でございます。

これは、歳出で御説明しました人件費の補正のうち、戸籍住民基本台帳一般管理費に係る財源の補正でございます。

2目民生費国庫補助金は17万円の増額補正でございます。

子ども・子育て支援交付金、物価高対応子育て応援手当は、ともに歳出で御説明しました人件費のうち、妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業費、物価高対応子育て応援手当に係る財源の補正でございます。

15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金は42万9,000円の増額補正でございます。

これは、歳出で御説明しました保育所一般管理費の補正に伴い、県の負担金を増額するものでございます。

2項県補助金、2目民生費県補助金は3万5,000円の増額補正でございます。

これは、歳出で御説明しました人件費のうち、妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業費に係る財源の補正でございます。

次に、19款1項1目繰越金は1,957万8,000円の増額補正でございます。

これは、今回の歳入歳出補正の財源調整としまして増額するものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

まず、通告書に従い、内田議員の質疑を行います。

内田議員。

**○5番（内田 保君）**

それでは、令和7年度一般会計補正予算6号について、基本的には給料を上げると、そういうための予算になっておりますが、減っているところがありますので、それを中心にお聞きします。

税務課、85ページですが、職員給与費が554万円減っているのはどうしてでしょうか。

総務課、86ページ、参議院選挙で120万円、町会議員選挙で82万円の給与費が減っております、なぜでしょうか。

まちなみ環境課、92ページ。職員給与費が503万円も減らしているのはなぜでしょう。

産業振興課、93ページ。農業振興費、職員給与費が106万6,000円減らしております。なぜでしょうか。及び93ページの商工費、職員給与費が99万円減らすことになっております。その理由は何でしょうか。

教育課、96ページ、教育費、職員給与費が471万1,000円も減っております。なぜでしょうか。お答えください。

**○議長（鈴木浩二君）**

総務課長。

**○総務課長（鈴木和芳君）**

御質問は全て職員の給与に関するものでありますので、総務課より一括して答弁させていただきます。

最初に、税務課に関する御質問について答弁します。

主な理由としましては、当初予算を策定する際に、税務課に配置を予定していた人員が今年度中に1名補充できなかったためであります。

続きまして、総務課に関する御質問について答弁します。

それぞれの選挙における予算要求に当たり、前回の選挙で想定された人員を基に予算を計上しましたが、人員の見直しや開票作業などの事務効率改善により給与費を削減できたためであります。

続きまして、まちなみ環境課に関する御質問について答弁します。

主な理由としましては、当初予算を策定する際にまちなみ環境課に配置を予定していた人員が、今年度中に1名補充できなかったためであります。

続きまして、産業振興課に関する1つ目の御質問について答弁します。

当初予算を策定する際に、農業における地域計画の改定や見直しに関連する国の補助メニューを令和6年度に引き続き活用することを前提に時間外手当を予算計上しました。しかし、結果的に補助メニューがなかったため、この予算は削減をしました。

なお、この業務に必要な時間外勤務手当については、農業総務費に補正をお願いしているところでございます。

次に、2つ目の御質問について答弁します。

主な理由としまして、人事異動に伴い必要な給料や手当などに変動が生じたためです。最後に、教育課に関する御質問につきまして答弁します。

主な理由として、当初の予算策定時に教育総務費に配置する予定であった人員を今年度1名削減したためです。

なお、削減した1名分は公民館費に計上をしております。

以上で答弁を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会の付託、討論を省略したいと思います。これに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。これをもって終了いたします。

これより議案第6号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第7号 令和7年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（鈴木浩二君）

日程第10、議案第7号 令和7年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長。

○厚生部長（坂口増和君）

それでは、議案第7号 令和7年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

104ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正、第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ229万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億5,214万5,000円とするものであります。補正をお願いする内容でございます。

まず、歳出から説明いたします。

107ページを御覧ください。

中段、3. 歳出であります。

1款総務費、3項介護認定審査会費、2目認定調査等費は120万円の増額補正であります。

これは、介護認定調査に係る会計年度任用職員報酬を増額するものであります。

介護認定調査の件数が当初見込みより増加していること、また報酬額の改定により増額をするものであります。

次に、下段の3款地域支援事業費、3項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費は109万5,000円の増額補正であります。

これは、地域包括支援センター職員に係る給与改定及び職員異動等による給与費の増減額の差額を増額計上するものであります。

以上で歳出の説明を終わり、次に歳入の御説明を申し上げます。

同じページの上段を御覧ください。

2. 歳入であります。

6款繰入金、2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金は229万5,000円の増額補正であります。

これは、歳出に対する歳入の財源調整でございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

まず、通告書に従い、内田議員の質疑を行います。

○5番（内田 保君）

1点だけ質問します。

介護保険特別会計補正に関して、認定調査費の問題で120万円となっております。

7人となっておりますが、これは単純には割れません。なので、この積算方法はどのような形で120万円の金額になっているのか説明ください。

○議長（鈴木浩二君）

ふくし課長。

○ふくし課長（宮地利式君）

今回の120万円の補正につきましては、認定調査に係る会計年度任用職員報酬の増額であります。その積算としましては、まず報酬額時給単価の改定分が8万5,000円、併せまして認定調査の件数が当初より240件増加する見込みとなっており、その影響分で111万5,000円を見込んでおります。

以上で答弁を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会の付託、討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。これをもって終了いたします。

これより議案第7号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

日程第11 議案第8号 令和7年度南知多町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（鈴木浩二君）

日程第11、議案第8号 令和7年度南知多町水道事業会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長。

○建設経済部長（田中直之君）

それでは、議案第8号 令和7年度南知多町水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

データの111ページを御覧ください。

収益的収入及び支出の第2条は、予算第3条に定めた収益的支出として、第1款水道事業費用を406万5,000円減額し、その総額を6億8,176万7,000円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出の第3条は、予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億4,022万5,000円を1億3,771万7,000円に改め、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額244万8,000円、当年度分損益勘定留保資金1億777万7,000円を当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額244万4,000円、当年度分損益勘定留保資金1億527万3,000円に改めるものであります。

また、支出として第1款資本的支出を250万8,000円減額し、その総額を1億8,349万3,000円とするものであります。

次に、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の第4条は、予算第7条に定めた職員給与費を659万2,000円減額し、その総額を4,804万2,000円とするものであります。

今回の補正は、人事異動等に伴い減額補正するものであります。

次に、114ページ左側を御覧ください。

補正予算給与費明細書であります。

1. 総括の上段の表、区分の比較の欄を御覧ください。

給与費は計547万7,000円を減額、その右、法定福利費は111万5,000円を減額し、合計659万2,000円の減額補正であります。

次に、右の表から次のページは、今回の補正に伴う給料及び手当の増減額の明細及び給料及び手当の状況を表したものであります。

説明は省略させていただきます。

少し飛びますが、119ページを御覧ください。

補正予算事項別明細書であります。

収益的収入及び支出の支出として、第1款水道事業費用、第1項営業費用、第1目配水及び給水費は526万8,000円の減額補正であります。

次の同項第3目総係費は118万4,000円の増額補正であります。

次に、下段の第2項営業外費用、第2目消費税及び地方消費税は1万9,000円の増額補正であります。

次のページを御覧ください。

資本的収入及び支出の支出として、第1款資本的支出、第1項建設改良費、第1目配水設備新設改良費は250万8,000円の減額補正であります。

以上で、提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（鈴木浩二君）**

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

まず、通告書に従い、内田議員の質疑を行います。

内田議員。

**○5番（内田 保君）**

それでは、水道会計補正予算実施計画の質問を2点行います。

まず1点目、113ページの表ですが、人勸の引上げはあっても、水道事業会計の収益的収支で水道事業費用で406万5,000円、資本的収支で建設改良費で250万8,000円が減っております。これはなぜでしょうか。

そして2点目ですが、逆に収益的収支で総係費というのがあるそうですが、これが118万4,000円増えております。これはどうしてでしょうか。

**○議長（鈴木浩二君）**

水道課長。

**○水道課長（相川久紀君）**

1番と2番の御質問につきまして、関連がございますので一括して答弁させていただきます。

まず、収益的支出における水道事業費用が減額となっている理由についてでございます。

水道事業費用のうち、1目配水及び給水費につきましては、当初予算では職員2名の

配置を見込んでおりましたが、実際の配置は1名となったことから1名分が減額となっております。

次に、3目総係費につきましては、職員数は当初予算どおり4人で変更はありませんが、人事院勧告の適用により増額となっております。

最後に、資本的支出における建設改良費が減額となっている理由でございますが、職員数は当初予算と変わらないものの、実際に配属された職員の給与水準が当初予算で見込んだ額を下回ったことから、人事院勧告を適用した場合においても全体としては減額となっております。

以上で答弁を終わります。

**○議長（鈴木浩二君）**

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会の付託、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。これをもって終了いたします。

これより議案第8号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

**日程第12 議案第9号 令和7年度南知多町漁業集落排水事業会計補正予算（第2号）**

**○議長（鈴木浩二君）**

日程第12、議案第9号 令和7年度南知多町漁業集落排水事業会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長。

**○建設経済部長（田中直之君）**

それでは、議案第9号 令和7年度南知多町漁業集落排水事業会計補正予算（第2号）

につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

データの121ページを御覧ください。

収益的収入及び支出の第2条は、予算第3条に定めた収益的収入として、第1款漁業集落排水事業収益に1,000円を増額し、その総額を1億1,721万9,000円とするものであります。

次に、収益的支出として、第1款漁業集落排水事業費用に125万4,000円を増額し、その総額を1億1,804万3,000円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出の第3条は、予算第4条の本文括弧書き中、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額276万5,000円、過年度分損益勘定留保資金1,135万5,000円を当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額276万4,000円、過年度分損益勘定留保資金1,135万6,000円に改めるものであります。

次に、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の第4条は、予算第8条に定めた職員給与費を125万4,000円増額し、その総額を1,641万5,000円とするものであります。

今回の補正は、職員給与改定に伴い増額補正するものであります。

次に、124ページ左側を御覧ください。

補正予算給与費明細書であります。

1. 総括の上段の表、区分の比較の欄を御覧ください。

給与費は計91万5,000円を増額、その右、法定福利費は33万9,000円を増額し、合計125万4,000円の増額補正であります。

次に、右の表から次のページは、今回の補正に伴う給料及び手当の増減額の明細及び給料及び手当の状況を表したものであります。

説明のほうは省略させていただきます。

少し飛びますが、129ページを御覧ください。

補正予算事項別明細書であります。

収益的収入及び支出の収入として、第1款漁業集落排水事業収益、第2項営業外収益、第5目消費税及び地方消費税還付金は1,000円の増額補正であります。

次に、収益的収入及び支出の支出として、第1款漁業集落排水事業費用、第2項営業費用、第3目総係費は125万4,000円の増額補正であります。

以上で、提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会の付託、討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。これをもって終了いたします。

これより議案第9号の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

○議長（鈴木浩二君）

以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて、令和8年第1回南知多町議会臨時会を閉会いたします。御苦労さまでした。

〔 閉会 10時35分 〕

上記会議の経過は、議会事務局長の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 鈴 木 浩 二

署 名 議 員 藤 井 満 久

署 名 議 員 吉 原 一 治